

## 役務取引の許可申請手続の概要

### 1. 役務取引の許可申請

手続名：役務取引の許可申請

手続概要：(1) 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）第25条第5項又は外国為替令（昭和55年政令第260号）第18条第3項の規定に基づくもの

外為法第25条第5項の規定に基づき、許可を受ける義務が課された役務取引について、財務大臣の許可を取得するための申請手続です。現在、許可義務が課されている役務取引については、以下のとおりです。

① 外為法第25条第5項の規定に基づくもの

核原料物質及び核燃料物質の加工若しくは貯蔵、放射線を照射した核燃料物質の分離若しくは再生又は放射性廃棄物の処理に係る役務取引

② 外国為替令第18条第3項の規定に基づくもの

平成10年3月大蔵省告示第100号「外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件」をご参照下さい。

[https://www.mof.go.jp/about\\_mof/act/kokuji\\_tsuutatsu/kokuji/KO-20230206-100.pdf](https://www.mof.go.jp/about_mof/act/kokuji_tsuutatsu/kokuji/KO-20230206-100.pdf)

(2) 外国為替令第18条の3第2項の規定に基づくもの

外為法令の規定に基づき、役務取引の制限として許可義務を課された者がその指定された役務取引を行おうとするときに財務大臣の許可を取得するための申請手続です。なお、役務取引の制限として許可義務が課される場合は、事前に財務大臣が該当者に対しその旨通知等を行うこととなります。

手続根拠：外為法第25条第5項又は外国為替令第18条第3項若しくは第18条の3第2項

手続対象者：当該役務取引を行おうとする者

提出時期：当該役務取引を行おうとする日前。なお、財務省における審査期間が必要なため、当該役務取引を行おうとする日の直前の申請は避けるようにして下さい。

手数料：手数料は必要ありません。

相談窓口：財務省国際局調査課外国為替室外国為替係（代表 03-3581-4111）又は日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ（03-3277-2107）

審査基準：許可制発動の要因となった国際約束の内容等から判断されることとなります。

不服申立方法：行政不服審査法に従った方法

## 2. 役務取引の許可内容の変更申請

### 【書面による手続及び電子申請システムによる手続の共通情報】

手続名：役務取引の許可内容の変更申請

手続概要：外為法第25条第5項又は外国為替令第18条第3項若しくは第18条の3第2項の規定に基づき許可を受けた役務取引の内容を変更しようとする場合の申請手続です。

手続根拠：外国為替に関する省令第15条第1項又は第2項

手続対象者：外為法第25条第5項又は外国為替令第18条第3項若しくは第18条の3第2項の規定に基づき財務大臣の許可を受けている者

提出時期：内容の変更を行う日前。なお、財務省における審査期間が必要なため、当該内容の変更を行う日の直前の申請は避けるようにして下さい。

手数料：手数料は必要ありません。

相談窓口：財務省国際局調査課外国為替室外国為替係（代表 03-3581-4111）又は日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ（03-3277-2107）

審査基準：許可制発動の要因となった国際約束の内容等から判断されることとなります。

不服申立方法：行政不服審査法に従った方法

## 3. 上記1. 及び2. に関する書面による手続に関する情報

提出方法：許可申請書又は変更許可申請書3通を作成し、下記の提出先に郵送して下さい。

申請書様式：外国為替に関する省令別紙様式第14又は第15

添付書類：理由欄等において詳細を説明する必要がある場合には、別紙として理由書又は説明書等を添付して下さい。なお、許可内容の変更申請を行う場合には、原許可証を添付して下さい。

提出先：〒103-8660

東京都中央区日本橋本石町2-1-1

日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ

受付時間：午前9時から午後3時まで【月～金曜日（祝日及び12月31日から1月3日までを除く。）】